

森信茂樹 之理

■経歴■

1950年	● 広島市生まれ
1973年	● 京都大学法学部卒業、大蔵省入省
1979年	● 東京国税局 茂原税務署長
1981年	● 在ソ連日本大使館 一等書記官
1983年	● 在ロサンゼルス総領事館 領事
1988年	● ロンドン駐在大蔵省参事、国際金融情報センター・ロンドン事務所長 世界中に出張し、ワインに詳しくなる。
1992年	● 証券局 調査室長 銀行と証券の「業務相乗り」に関わる。
1993年	● 主税局 調査課長
1995年	● 主税局 税制第二課長
1997年	● 主税局 総務課長
1998年	● 大阪大学法学部研究科教授
2001年	● 東京大学法学部政治学研究科教授 (兼務) 財務省財務総合政策研究所次長、政策研究院大学客員教授
2003年	● 東京税関序
2004年	● プリンストン大学客員研究員・講師、 コロンビアロースクール客員研究員 授業中の米国人学生からの質問攻めで 英語に四苦八苦。
2005年	● 財務省総合政策研究所長
2006年	● 財務省退官、中央大学法科大学院教授、 (社)ジャパン・タックス・インスティチュート 設立
2007年	● 東京財團上席研究員
2010年	● 政府税制調査会専門家委員会特別委員
現在	● 日本ペンクラブ会員



森信茂樹先生の連載「税制之理」は、
今回で第100回を迎えました。そこで、
本号では、通常の「税制之理」をお届
けするとともに、森信先生の人物像に
迫るべく、インタビューを行いました。

一連載100回おめでとうございます。

森信 ありがとうございます。

一連載期間でいうと8年になります。長期連載では、毎回のテーマ決めなど連載を続けていく上でのご苦労も多いと思います。

森信 33年間勤務した大蔵省・財務省を退官してすぐ連載の話を引き受けました。自分の経験から言って、学術的で論理だおれのようなことは書きたくないといつも心がけています。

半年か1年ぐらい先を見て、わが国の税制改正がどうなりそうか、どうすべきかということを、自分の取材に基づく情報を踏まえて、書くようにしています。そういう意味では、1つひとつに私の歴史があると思っています。

例えば、連載第54回「マージン課税は検討課題になるか」は、今では与党税制協議会でも議論されていますが、そのころは全く知られていませんでした。軽減税率・インボイスとの関連で必ずわが国でも問題になると考へて取り上げました。

一第9回では「全世界所得課税か国外所得免税方式か」を取り上げています。

森信 取り上げたときは、こうした議論はわが国ではほとんどありませんでしたが、米国では多国籍企業が外国に利益を留保して国内に還流しない税制（全世界課税）が大きな議論になっていました。日本もそうすべきだ、そのような議論がきっと起きるに違いないと思い取り上げました。国外所得免税が実現したのはそれから2年後です。

一第20回は「納税者番号とマニフェスト」です。これは民主党のマニフェストの話ですね。

森信 そうです。政権交代前の自民党時代に、リーマンショック対策としての定額給付金騒動がありました。本来低所得者に給付する政策でしたが、番号がないので世帯所得が把握できないことになり、国民全員にお金を配る定額給付金になりました。このとき、柳沢伯夫税制調査会長から給付付き税額控除の相談を受けましたが、番号がなければ対応できないということになり、柳沢会長や与謝野馨先生は、番号の重要性を認識されたと思います。なぜなら、直後の自民党税制改正大綱に初めて、「国民の見地からの番号制度の必要性」が書かれたのですから。

民主党のマニフェストは、それを踏まえたの話で、消えた年金など社会保障給付をしっかりやるために番号という位置づけでした。当時、私は民主党の知り合いの議員を通じてマニフェスト作りに間接的に参加しました。

「所得控除から税額控除へ、そして給付付き税額控除へ」というマニフェストの文章は、私が主張してきたもので、第8回「所得控除から税額控除へ—子育て減税の具体案」に書いたとおりです。

番号制度はマイナンバーと名前を変えるのですが、関連する話では、第25回の「『記入済み申告制度』の検討を」で、番号を入れるのであれば、納税者の利便性の高い記入済み申告制度^(注1)のような制度を入れてもらいたい、ということを主張しました。番号をつけた情報は税務当局が持っているので、税務当局はそれを納税者に返して申

告書など作成の利便を図るべきだという主張で、スウェーデンなど欧州で普及しています。

これについては、国税庁にも赴いて直接談判したのですが、うまくいきませんでした。ところが内閣官房がこのアイデアに飛びついてくれ、「マイナポータル」(注2)というコンセプトで、再来年以降の導入を目指す具体的検討が始まっています。これには内心驚きました。

—マイナポータルで具体的にどういったことが実現されるのでしょうか。

森信 例えばマイナポータルには、電子私書箱機能がつくので、年間いくら生命保険料を払ったかという情報が返ってくるようになる。それをアプリを使ってe-Taxに転記すれば、紙の証明書がなくても生命保険料控除を受けられるわけです。

また、医療費をいくら払ったかという情報も私書箱に来るようすれば、医療費控除が居ながらにして受けられたり、金融機関から住宅ローンの残高証明が電子的に送られてきて、それをe-Taxにつなげることで住宅ローン控除が自動的に受けられるようになります。そのためには番号カードを入手しなければなりません。

9月に中央経済社から番号を民間でどう活用するのか、専門的に議論し提案する本を出します。ぜひご一読ください。

一直近では、「出国税」が始まりました。

森信 第75回「今後の議論となるか、出国税」は2年前ですね。このころは、「シンガポールに脱出しよう」というような本が多く出ていました。非居住者になってもITの発達で自由に日本株を売買できるので、これは何とかしなければと思い、経団連で勉強会を行い税務当局にも「出国税」導入の必要性を呼びかけました。

—連載では、今まさに問題となっているテーマについても多くとり上げられています。

森信 第49回でパテントボックスタックスを取り上げました。これは今、議論になっていて、経団連が税制改正要望したのが2013年になります。ただ私はこの税制に賛成というわけではありません。

第58回では包括的な租税回避否認立法(GAAR)の問題を取り上げました。この問題は重要で、1年間ジャパン・タックス・インスティチュート(16頁参照)で英国のフリードマン教授の話を聞いたりしながら勉強しました。この夏からは、BEPS対応と関連したGAARの問題を、財務省財務総合政策研究所のファイナンシャルレビューという経済誌の研究会という形で、日大の今村隆先生や経団連の幹部などと勉強しています。

G7国の中でわが国だけGAARがない状況です。一方で企業側は、いつ租税回避で否認されるかもしれないという税務リスク・不確実性が高まっています。そこで、欧州や米国のGAARを徹底的に研究して、

(注1) 税務当局が納税者の収入金額や源泉徴収税額などを申告書に事前に記入し納税者に提示、納税者が記入内容を確認することで申告が終了する仕組み。

(注2) 国民一人一人に設けられる専用ポータルサイトで、当初マイ・ポータル、マイガバメント(仮称)と呼ばれていたものである。番号カードをカードリーダーで読み込ませてポータルを立ち上げる。

課税要件を具体化し、不確実性を軽減するという立場からGAARのわが国への導入（立法化）に向けての運動を始めました。この問題は、今後私のライフワークとするつもりでいます。

一租税回避の包括否認規定がこれから的一番のご関心事なのでしょうか。

森信 最近わが国ではYahoo, IBMと租税回避事件が争われていますが、裁判ごとに「不当」を巡る解釈や結論が異なっています。これまでのところIBMは納税者側が勝ち、Yahooは国側が勝っているわけです。世界のIBMも、日本の同族会社の否認規定が適用されるとは想像もしていなかったでしょう。先ほど述べたように経済界には不確実性が高まっています。一方でBEPSで租税回避に関してプロモーターの開示などの勧告が出ても、GAARのないわが国では対応のしようがありません。

私は法的安定性、予見可能性を高めるために、どのような取引については税務上の否認ができるのか、その要件を明確にしつつ法律を整備すべきと考えています。

一法人税法の132条を変える、ということを考えているのでしょうか。

森信 そうです。132条の「不当」という表現だけではあまりにも漠然とし過ぎている。また、対象は同族会社や組織再編だけです。

この問題を考えるには、英国のGAAR導入の基礎となったアーロンソン報告書が有益です。今のわが国の規定を、要件を明確にしつつ、例えば英国型のパネルなどを設けつつ、現代に即したものにしていく必要

があると思います。その結果納税者の予見可能性は高まるので、経団連もわれわれの考え方と同調し始めています。

とはいっても、租税法学者は、いまだ消極的な姿勢です。彼らはなかなかリスクをとりたがりません。今の租税回避は、「国家権力対かわいそうな納税者」という図式ではありません。納税者側のプロモーター達は、一流の国立大学を出て米国留学をした秀才で、国税側よりはるかに知的武装しています。

私はコロンビアロースクールで学びましたが、そこではタックスローザーたちの税に関する倫理教育をしっかり行っていました。それでも米国では租税回避側のタックスローザーが、高額報酬に魅せられて多くなることをチャールス・スタイン教授は大変なげていました。わが国もそうなる前にローザーの卵にしっかり倫理教育をすべきだと思います。

新しい包括否認ルールをつくるというのは、10年かかるかもしれないけれども、私はぜひやりたいと思っています。租税法律主義の国として。

一逆に言うと、10年後には実現できそうでしょうか。

森信 先ほど述べた給付付き税額控除も、私は役所にいた2006年頃からその必要性を主張していました。中央経済社から『給付つき税額控除』という本も出しました。財務省、とりわけ主計局はこの考え方に対する反対で、私のところにたびたび来て議論しました。しかしその後、政権交代前の与謝野先生や柳沢税制調査会会长（当時）が理解を示し、税制改正法の附則の検討項目として

このフレーズ・文言が法律になりました。

その後民主党政権では本格的に取り上げられ、具体的な設計も行われましたが、実現前に政権交代しました。

先ほど述べた記入済み申告制度も、私が主張した時は誰もそんなものに入るはずがないという雰囲気でした。

これらの経験から言えることは、「地道に努力していけば、必ず道は開ける」ということです。

ですから、包括否認規定も10年かかる「10年プロジェクト」だと思って覚悟しています。

—最近の税の話題は、やはり消費税の軽減税率です。軽減税率についての森信先生のお考えを教えてください。

森信 これは、政治のポピュリズムそのものだと思います。国民に「軽減税率に賛成ですか」と聞けば、それは8~9割の人が賛成します。減税ですから。

しかし、現実問題として起きることは、消費者も事業者も、そして税務当局も多大なコストがかかるということです。

現に軽減税率を導入している国では、様々な訴訟が起き、事業者の事務コストも増加しています。

最近でもイギリスでは「プリングルズ」が話題になりましたね。このお菓子はだれもがポテトチップスだと思って買って食べているのだけれども、生産者は「お菓子のポテトの含有率が42%と半分以下だからポテトチップスではない」という理屈でゼロ税率であるケーキと主張しました。高等裁判所の判決は、「プリングルズがポテトチップスかどうかは、食品専門家に聞くまでもなく、子供に聞けばわかる」というもの

でした。

このような商品は日本でも見られています。発泡酒がまさにそうで、現在でも、発泡酒や第3のビールといった「租税回避商品」がすでに出回っています。軽減税率が導入されると、こうした商品が山のように出てくるのではないか。

10%時は、歯を食いしばって、軽減税率の導入を我慢しなければならないと思います。

—10%より上がるときは、軽減税率は入れるべきということでしょうか。

森信 入れなければ標準税率が上げられないという状況になれば、入れざるを得なくなると思います。それはポピュリズムではない政治の決断です。

本来は入れるべきではないと思います。だから、給付付き税額控除（消費税還付）の具体案が早くつくられることを望んでいます。

消費税法7条は、低所得者対策として、「1. 納付付き」「2. 軽減税率」「3. 1と2ができるいうちは簡易な給付措置」としています。

それで今、住民税非課税者に1万円配っているわけです。本来低所得者対策は、法律に従って1か2を検討していくべきなのに、現実には2のYESかNOかだけが検討されています。1か2かではないのです。

1を検討しないのは、これが民主党の案だからです。マイナンバーが導入され世帯所得が把握されるようになるのだから、1をやるほうが低所得者対策に有効です。

2はスーパーも経団連も商工会議所も全員反対しているでしょう。それと、軽減税率が入ればインボイスも入る。

—インボイスについては、最近でも第98回で取り上げています。

森信 軽減税率反対の理由に、インボイスが嫌だという事業者の方々がいます。しかし、仮に生鮮食料品が全部軽減税率の対象になると、インボイスがなければ納税事務がやっていけなくなります。事業者のほうからインボイスを導入してほしいとなるはずです。

請求書にこれは軽減対象、これは対象外ということを区別して消費税額が書いていないと、正確な納税計算ができません。帳面では手間がかかるし正確性が担保できない。ですから、インボイスをきちんと入れる必要がある。

それに、インボイスがあれば事業者間では消費税額をうまく転嫁できるというメリットが生じます。日本では転嫁対策特別措置法を2つもつくって対応していますが、消費税が転嫁しにくい理由の1つに、現行の帳簿方式があります。帳簿方式では消費税が直接税のような感覚になりやすいのです。

インボイスがあれば、事業者間の価格は税抜きできめて売手はインボイスを発行し、買手はこれを持っていれば仕入税額控除ができるので、消費税は事業者間を通り過ぎるだけといえます。

最終的な消費者の段階では転嫁は問題になりますが、これは仕方がない。だけれども、少なくとも事業者間ではほぼ完全に転嫁できます。だから、インボイスについては今回きちんとその機能を含めて議論する必要がある。

—先ほどポピュリズムのお話がありまし

た。選挙で人気がとれる話題が税制です。

森信 バブル崩壊後のわが国の財政政策は、所得税減税と公共事業でした。これが今日の財政赤字の最大の要因です。

97年の消費税率の引上げが「失われた20年」の主因という見方が多くありますが、私はそうは思いません。あの内外の金融危機のとき、私は主税局総務課長だったのでよく覚えています。消費税率を引き上げる一方で、2兆円規模の特別減税を2回もやっています。中国の台頭や出生率の低下などわが国経済に大きな変換が起きていたことが十分認識されていないと思います。

需要不足を埋めるために公共事業や減税を行いましたが、どちらもほとんど効果はなかったと思っています。とりわけ公共事業は無駄の温床を生みました。

主税局総務課長のときの話を続けますと、橋本總理は98年の参議院選挙で、恒久的減税か恒久的減税かで、大きく揺れました。これが選挙敗北につながり橋本總理は退陣します。

後を継いだ小渕總理はとにかく減税でした。所得税だけでなく法人税も、課税ベースを広げることなく税率を引き下げるというようなやり方をしました。歳入レベルは今日まで大幅に低下しています。

減税は、政治的には非常に国民を引きつけるツールです。しかし最近では国民もよく理解していて、安易に減税を言うような政策は逆に信頼性を失い、現実に公約になっていません。国民がえらくなり過ぎているわけです。

その中で軽減税率というのはいかにもポピュリズムだな、と感じるわけです。しかし国民も議論していけば、得するのは高所

得者、消費の現場では混乱、ということになり結局見送りになると信じています。

一以前に比べると、選挙での税の捉え方が変わっているのでしょうか。

森信 財政赤字が巨額なことをみなさん知っていますからね。

単純な減税の要求は誰も言っていないでしょう。法人税改革も課税ベースを拡大しつつ税収中立て、ということで何とかおさまった。かつてなら財界は大反対したと思います。

地方事業税の外形標準課税を拡大することについては、今回はやむを得ないものの、外形標準課税は世界に通用しないガラパゴス税制なので、いずれは地方消費税と取り換えることを考えるべきだと思います。このことは第62回「取り残された地方法人税改革」や、第77回「抜本的な法人税改革を」で書いています。

一日本のこれからの税制に関しては、悲観的ではなさそうですね。

森信 私は性格的に根っからの楽観主義者です。税制改革は究極の構造改革です。諸外国の例を見ても、これを成し遂げた国は必ず経済社会が活性化しています。このことは今回出版した『税で日本はよみがえる』(日本経済新聞出版社)で繰り返し書いています。これから政府税調が再開しますが、配偶者控除の見直しなど2年もかけずに、年末に結論を出すべきではないでしょうか。

その際には、所得税の再分配機能を強化するためにも、「所得控除から税額控除へ」の流れに沿った改革にすることが必要です。夫婦控除・家族控除を創設するにして

も、税額控除で、夫婦間で移転できるにしてはどうでしょうか。

税制にあるもう1つの大きな機能である財源調達機能のほうには、大きな問題があると思っています。

一具体的にはどういった問題でしょうか。

森信 税制には、財源調達機能、経済安定機能、所得再分配機能の3つの機能がありますね。この中で、財源調達機能は完全に機能不全に陥っています。毎年これだけの財政赤字があるのですから。税収は90年のピークに到底達していません。

本来は、財政赤字が拡大すると、ギリシャとかイタリアのようにマーケットが反応して国債金利が上がり警鐘が鳴ります。そこでこれはいけないということで、財政重建に向けて各国政府は努力するわけです。

ところが、なぜか日本はマーケットの機能が働かない。日本では潤沢な国内貯蓄があって、海外から資金を調達する必要がないし、幸い政府への信頼も厚いということなのでしょう。もっとも今は、日銀が異次元の金融緩和で国債を買っていることが主たる理由ですが。しかし、今、高齢化で個人貯蓄はマイナスになっています。

今後景気もよくなる中で、GDPの2倍も赤字を抱えているわが国の金利が上がらないはずはありません。それが2、3年後にやってくる金融緩和の「出口」の問題です。つまり「出口」時に経済が混乱しないようにするために、財政への信認を取り戻しておく必要があるのですが、今の政権にはそこまで考えが及んでいません。

アベノミクスは、日銀には金利をずっと抑えてもらうことを望んでいますが、国債

を買う人には低金利の利子を払う一方で、名目成長率・インフレ率は高くなる。国債を買った人がばかを見るという政策で、インフレタックスと呼ばれています。このことは、第96回「新たな財政目標に潜む思惑」で警鐘を鳴らしました。

一財源調達機能の強化には何が必要でしょうか。

森信 やはり消費税増税です。

しかし、10%を超える消費税増税に国民はついてきません。そこで、当面は財政削減を徹底的に進めることです。しかし、経済財政諮問会議は甘い計画で逃げようとしています。

6月末に予定されている骨太の方針でも、具体的な歳出削減額は書き込まないようです。一方で10%を超える消費税増税はしないというのでは、よほど国民に苦い政策を行うことが嫌いな政権ですね（笑）。英国保守党は2年間で2回にわたって消費税を合計5%引き上げましたが、選挙に勝ったわけです。この辺りは政治家の質が違うと思います。

もう1つは税金の使い方の問題で、「こんな使い方をしていて増税なんてとんでもないよ」と言われます。財務省は予算を主計局と主税局で分担しているので、主税局にいると、主計局の歳出削減努力が全く足りないと感じます。政治の問題が絡んでいますので簡単ではないのですが…。

また、予算はつくってしまったらおしまいという霞が関文化も予算の無駄に拍車をかけています。予算の事後検証こそ主計局の仕事のはずですが、事前の査定で仕事はおしまいという雰囲気です。これを変えて

いかないと国民の信頼が失われてしまします。予算が通ったらみな人事異動して使われ方まできちんと見る人が誰もいない、これはおかしいでしょう。

ヨーロッパは違います。きちんと執行まで、使われ方を見て事後検証して次の予算につなげています。

一そろそろお時間がすくなくなりました。最後に今後の連載に向けて抱負をお聞かせください。

森信 税を考えるということは、わが国のあり方を考えることになります。税は国民にとって最大の関心事の1つです。ですから、税制はみなで考えて、よいものにしていくべきものです。

私としても、一生涯、自分の仕事として税制を考えていきたい。体力、気力の残る限り、本連載も長く続けたいと思います。当面200回を目指して（笑）。

一ありがとうございました。

（5月14日中央経済社にて）



Q ご出身は？

A 広島です。実家は広島で小さいけれど一番古い建設会社です。

Q 血液型は？

A O型です。大勢順応で、あまりけんかしません(笑)。

Q 星座は?

A やぎ座です。

Q どんな子どもだった?

A 親父の後を継ぐものだと思っていたので、中学のときはほとんど勉強せず成績は低迷していました。趣味は広島東洋カープの応援と切手集めでした。

Q 今でもカープファン?

A はい。全試合録画して後で観ています。それにしても今年は弱いですね…。

Q 中学、高校は?

A 修道中学校、修道高等学校で何の楽しみもない男子校です。

Q 学生時代にクラブ活動は?

A 中学は3年間柔道をやっていました。高校時代はテニスを少し。あと文学少年だったので、詩や小説を書いて文集を出していました。

Q 学生時代の苦手な科目は?

A 音楽です。歌は基本的に音痴です。ちなみに家内も3人の子供も皆音痴です。家族カラオケで判明しました。音痴は遺伝するんですね。

Q 好きな科目は?

A 数学です。

Q 尊敬する人物は?

A 小説家なら三島由紀夫です。文学少年だったので、高校時代に、よく読んだのは『仮面の

告白』、『金閣寺』です。

Q 食べ物の好き嫌いはありますか?

A あまりないです。

Q お酒は?

A いくら飲んでも酔わないと自分では思っています。ただ、まわりに聞くと酔っぱらっていると言われます。

Q 一番好きなのはお酒の種類は?

A 焼酎です。焼酎・ウイスキー交渉を3年間やっていましたので(注)。現日銀総裁の黒田さんと一緒にジュネーブをはじめ米国、英国など地球を3周ほどしました。完膚なく敗北して、焼酎の税率を3倍に、ウイスキーの税率を半分にして税率格差をなくす税制改正を行いました。不思議なことに、その結果ウイスキーはブランド価値を失い消費は低迷、焼酎は企業努力によりブームがきました。この教訓から、「WTOは怖くない」といろいろなところで言っています。

発泡酒の初めての増税も担当しました。贖罪感から時々発泡酒を飲みますが、ビールと比べると味は落ちますね。

(注) 96年にわが国の焼酎の税率がウイスキー等と比べて6分の1であるのはガット・WTOに反するということで欧州や米国に訴えられた。パネルで敗北、酒税法改正につながった。

Q 研究者になった経緯は?

A 主税局の課長を5年(調査課長2年、税制二課長2年、総務課長1年)やりました。当時の最長記録です。消費税の3%から5%への引き上げを行う時期で、調査課長として2年間論理をつくり、あの2年は、二課で実際に消費税

を担当しました。自民党の政治家回りが最大の仕事で、ほどほど疲れました。自分の思っていた仕事と大分違っていましたし、もう少し税を勉強したいと思っていたところ、大阪大学法学部教授に行かないかと局長から言われて、渡りに船という感じで行くことにしました。2年の予定が1年延ばしてもらい、そのうちに研究者の道を進もうと思い始めました。

Q 研究者になったときの感想は？

A 大阪大学に出向してみると、こんなおもしろい仕事があるのかと思いました。まず上司がない、自民党も関係ない、授業は週に3コマで、あとは何をやっても自由です。

主税局時代には聞いたこともないような新しい税理論も知ることができました。米国の税理論とか、欧洲の税制の論理は精緻で驚かされました。

総務課長時代に事務局として金融課税小委員会の中間報告を世に出しましたが、その際初めて「二元的所得税」というコンセプトを書き込みました。石弘光先生や本間正明先生と相談した上での話です。その後この論文をじっくり読みこんで、わが国への適用を訴えることができました。今では配当と株式譲渡損が特定口座で損益通算ができるまでになりました。ここに至る道のりは、私にとって極めて印象深いものです。第2回「金融所得一元課税は金持ち優遇ではない」はその成果です。

Q 大阪へは単身赴任？

A 家内と行きました。私は米国2回、ソ連、英國、茂原、大阪と転勤しましたが、単身赴任はありません。家族みんなで行きました。もっとも、大阪大学時代は、家内が「大学教授は朝から晩まで家にいる」とぶつぶつ文句を言っていましたが…。

Q これからの活動は？

A 私はもともと実務家で、何かすごい研究をしているわけではありません。世の中がどうなっていくのか、いくべきか、実務家としての経験を生かした活動を行ってきました。

私のような立場の人はあまりいないので、そこに存在価値があると思っています。私は財務省を退官して、経団連の親友とジャパン・タックス・インスティチュート (<http://www.japantax.jp/>) という一般社団法人をつくりました。

財務省の先輩から、理不尽な理由でつぶされかけたこともあります。国際課税委員会など原則月2回の研究会を10年近く行ってきました。個人会員もどんどん増えていており、今日まで続けることができました。今後も、ジャパン・タックス・インスティチュートの活動を通して、よりよい税制についての意見発信を行っていきたいと思っていますので、ぜひホームページをご覧ください。

「税制之理」

100回のあゆみ

回	号	タイトル	回	号	タイトル
1回	2007年5月号	「団塊世代特別相続税」を考える	51回	2011年7月号	番号導入により税務申告はどう変わらのか
2回	2007年6月号	金融所得一元課税は金持ち優遇ではない	52回	2011年8月号	「合同会社」のバスルーム税制を特区で
3回	2007年7月号	パールマン氏の話	53回	2011年9月号	消費税と価格表示
4回	2007年8月号	ふるさと納税と税源移譲	54回	2011年10月号	マージン課税は検討課題になるか
5回	2007年9月号	勧告の給付税額控除（EITC）	55回	2011年11月号	期待する野田新総理への注文
6回	2007年10月号	ドイツ税制改革と日本の抜本的税制改革	56回	2011年12月号	「新富裕税構想」は時期尚早？
7回	2007年11月号	コーポレートガバナンスと税	57回	2012年1月号	海外投資収益の還流促進税制とその評価
8回	2007年12月号	所得控除から税額控除へ	58回	2012年2月号	包括的な租税回避否認立法の議論を
9回	2008年1月号	全世界所得課税か国外所得免除方式か	59回	2012年3月号	本格的給付付き税額控除の検討を
10回	2008年2月号	自民党財政改革研究会報告書と抜本的税制改革	60回	2012年4月号	社会保障・税一体改革の2つの課題
11回	2008年3月号	税制改革の3段階	61回	2012年5月号	税制の根本議論をすべきとき
12回	2008年4月号	租税特別措置と政策税制	62回	2012年6月号	取り残された地方法人税改革
13回	2008年5月号	「7匹のシロアリ」	63回	2012年7月号	維新の会「船中八策」と租税政策
14回	2008年6月号	対日投資促進と税制	64回	2012年8月号	中国経済と税制
15回	2008年7月号	OECD対日審査報告書と抜本的税制改革	65回	2012年9月号	2大政党に向けての萌芽
16回	2008年8月号	税源移譲だけでは解決しない	66回	2012年10月号	消費税は輸出企業優遇税制か
17回	2008年9月号	資産形成支援税制の提言	67回	2012年11月号	消費税の価格転嫁
18回	2008年10月号	国外所得免除方式への移行	68回	2012年12月号	金融所得一体課税の季節が来た
19回	2008年11月号	弁護士は本当に過剰なのか	69回	2013年1月号	論理なき税制改正からの脱却を
20回	2008年12月号	納税者番号とマニフェスト	70回	2013年2月号	維新の会が投げかけた相続税強化論
21回	2009年1月号	道州制議論と法人税改革	71回	2013年3月号	アベノミクス成功への課題
22回	2009年2月号	理想の税制「ユナイテッド・タックス」	72回	2013年4月号	軽減税率とインボイス
23回	2009年3月号	味わい深い21年度与党税制改正大綱	73回	2013年5月号	国のバランスシートを見る
24回	2009年4月号	「附則」問題の意味するところ	74回	2013年6月号	スターバックスとBEPS
25回	2009年5月号	「記入済み申告制度」の検討を	75回	2013年7月号	今後の議論となるか、出国税
26回	2009年6月号	追加経済対策後の課題	76回	2013年8月号	アベノミクスの出口戦略を考える
27回	2009年7月号	マニフェストの信ぴょう性をどう確保するのか	77回	2013年9月号	抜本的な法人税改革を
28回	2009年8月号	VATとGST	78回	2013年10月号	決まらない消費税率問題の引上げ問題
29回	2009年9月号	租税特別措置と租税歳出	79回	2013年11月号	番号による資産性所得の把握を
30回	2009年10月号	なぜタックスヘイブンが問題なのか	80回	2013年12月号	アベノミクスの真価を問う
31回	2009年11月号	「道州ごとに異なる消費税率」は机上の空論	81回	2014年1月号	始まった国と地方の財政戦争
32回	2009年12月号	効果を上げる外国子会社配当益金不算入制度	82回	2014年2月号	誤解されている2つの重要な事実
33回	2010年1月号	租税政策の潮流に沿った税制改正を	83回	2014年3月号	軽減税率とインボイス
34回	2010年2月号	アジア共同体のカギとなる税務協力	84回	2014年4月号	法人番号活用の議論を開始しよう
35回	2010年3月号	「温もりと活力のある社会」に向けて	85回	2014年5月号	わが国経済とBEPS
36回	2010年4月号	環境税の論点	86回	2014年6月号	配偶者控除を移転的基礎控除に
37回	2010年5月号	始まるか、法人税改革議論	87回	2014年7月号	日本企業と租税戦略
38回	2010年6月号	スウェーデンから学ぶ成長戦略	88回	2014年8月号	法人税減税の外形標準課税議論
39回	2010年7月号	番号の議論は原点に返ってスピードアップを	89回	2014年9月号	社会福祉法人の優遇税制の見直しを
40回	2010年8月号	始まった金融庁の税制研究会	90回	2014年10月号	番号制度は、マイポータルからマイガバメントへ
41回	2010年9月号	まず強い経済を	91回	2014年11月号	軽減税率の代替案としての給付付き税額控除
42回	2010年10月号	マリーズ・レビューを読む	92回	2014年12月号	各論に入るBEPS議論
43回	2010年11月号	事業再編と移転価格税制	93回	2015年1月号	社会保障・税一体改革で「想定外」への対処を
44回	2010年12月号	法人税改革のビジョン	94回	2015年2月号	今年以降の税制改正の課題
45回	2011年1月号	生煮えの特別会計仕分け	95回	2015年3月号	格差の要因は多様なので丁寧な対応を
46回	2011年2月号	自主申告制度とe-Tax	96回	2015年4月号	新たな財政目標に潜む思惑
47回	2011年3月号	抜本的税制改革と23年度税制改正	97回	2015年5月号	預金口座と高所得・富裕層への付番
48回	2011年4月号	附則と縁の深い消費税	98回	2015年6月号	インボイスについて冷静な議論を始める時期
49回	2011年5月号	無形資産とパテントボックス税制	99回	2015年7月号	法学者VS経済学者
50回	2011年6月号	復興財源と国債の日銀受け	100回	2015年8月号	課題が山積みの生鮮食料品軽減税率